

公有財産有償貸付契約書（案）

（令和2年度公募入札による自動販売機設置（その2））

貸付人 大和市（以下「甲」という。）と借受人（以下「乙」という。）とは、公有財産の貸付について次のとおり契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲、乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（貸付物件）

第2条 貸付物件は、別表1のとおりとする。

（用途の指定）

第3条 乙は、貸付物件を、「自動販売機の設置場所」の用途（以下「指定用途」という。）として自ら使用しなければならない。

2 乙は、貸付物件を指定用途に供するに当たっては、別紙「仕様書」の内容を遵守しなければならない。

3 乙は、別表1に記載した、自動販売機各物件に対する、販売内容、色・図柄、広告の禁止及び災害対応型の指定を遵守しなければならない。

（貸付期間）

第4条 貸付期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（貸付料）

第5条 貸付料は、自動販売機の売上金額に貸付料率〇〇．〇〇パーセントを乗じて得た金額（小数点第2位未満は切捨て）に別途消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。

（貸付料の支払い）

第6条 乙は、甲が四半期ごとに発行する納入通知書により、指定する期日までに甲に貸付料を支払わなければならない。

（電気料の支払い）

第7条 乙は、前条の貸付料のほかに、この契約に基づき設置した自動販売機が使用する電気の使用料として、自動販売機の定格電力消費量に応じて甲が定める電気使用料決定通知書に記載された電気使用料を納めなければならない。

2 乙は、前項の納入通知書に定める日までに甲に電気料を支払わなければならない。

（延滞金）

第8条 乙は、前2条に基づき、甲が定める納入期限までに貸付料及び電気料（以下「貸付料等」という。）を納入しなかったときは、納入期限の翌日から納入した日までの期間に応じて大和市諸収入金に対する督促及び延滞金徴収条例（昭和39年大和市条例第3号）に基づき計算した延滞金を甲に支払わなければならない。

（充当の順序）